

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(物流分野におけるCO2削減対策促進事業)公募要領(2次)

平成30年7月
一般財団法人環境優良車普及機構

一般財団法人環境優良車普及機構(以下「機構」という。)では、環境省から平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(物流分野におけるCO2削減対策促進事業)の交付を受け、物流分野の低炭素化を促進するため、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するための設備や技術等を導入する事業に対する補助金(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(物流分野におけるCO2削減対策促進事業))を交付する事業を実施しています。

本補助金の目的、対象事業、応募方法、留意事項等を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(物流分野におけるCO2削減対策促進事業)交付規程(平成30年4月3日環物流第30-001号)(以下「交付規程」という。)に従って補助事業の手続等を行ってください。

物流分野におけるCO2削減対策促進事業補助金に応募申請される皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 機構から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。なお、機構は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額を返還していただくことになります。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 7 補助金の応募ができる者は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。
- 8 補助事業に係る資料等は、事業完了の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。

●公募要領

1. 補助金の目的と性格
2. 補助対象となる事業
3. 補助事業の採択
4. 応募に当たっての留意事項
5. 応募の方法
6. 問い合わせ先
7. 公募説明会

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

交付規程 別表第2-1

交付規程 別表第2-2

交付規程 別表第3

別紙 暴力団排除に関する誓約事項

●応募申請書類

- ・応募申請書【応募様式1】
- ・応募申請書【応募様式1-2】（共同事業者用）
- ・実施計画書【応募様式2】
- ・経費内訳【応募様式3】
- ・別紙 暴力団排除に関する誓約事項
- ・ハード対策事業計算ファイル
 - ・鉄道における低炭素機器導入
 - ・船舶における低炭素機器導入
 - ・中山間地における貨客混載促進事業

申請書類は、当機構ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードの上、応募申請してください。計算ファイルは、該当事業を応募する場合のみご提出ください。

●審査基準

- ・平成30年度審査基準を当機構HPに掲載しています。

《参考》

- ・地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈補助事業申請者用〉（平成29年2月環境省地球環境局）補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル
(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html)
- ・物流分野のCO2排出量に関する算定方法ガイドライン（経済産業省・国土交通省）
(<http://www.greenpartnership.jp/pdf/co2/co2brochure.pdf>)

1. 補助金の目的と性格

○ 運輸部門におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出量は、日本全体の約2割を占めており、その3分の1以上を物流関係が占めていることから、物流分野におけるエネルギー起源二酸化炭素排出の抑制は重要です。本補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための設備や技術等を導入する事業を支援することにより、物流システムの低炭素化を促進することを目的としております。

○ 事業の実施により、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。

○ 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（物流分野におけるCO₂削減対策促進事業）交付要綱（平成28年4月1日環地温発第16040120号。以下「交付要綱」という。）及び物流分野におけるCO₂削減対策促進事業実施要領（平成28年4月1日環地温発第1604016号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、機構の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細はp29「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

(注意事項)

- ・ 事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ機構に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。

2. 補助対象となる事業

本補助金の対象は、(1)に適合する(2)の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていないこと。

(2) 対象事業

2 モーダルシフト促進支援事業

2-① 鉄道における低炭素機器導入

ア 事業の目的

本事業は、貨物鉄道を利用して輸送する物流事業者に対して、輸送能力・燃費等単体性能の向上に資する設備の導入経費の一部を補助することにより、輸送過程における低炭素化を目的としています。

イ 対象事業の要件

- (ア) 本事業は、国内間の輸送において、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づいて貨物運送を行う鉄道事業者（以下「貨物鉄道事業者」という。）が、貨物自動車による陸上輸送から鉄道貨物輸送へ転換又は新規に鉄道貨物輸送をするために必要なコンテナ貨車を新たに導入する事業であり、補助金を交付した年度内にモーダルシフトを開始するものを対象とします。ただし、既存の設備・機器の代替えを行う場合（輸送力の増加に資する設備・機器への代替えを除く。）を除きます。
- (イ) 補助対象となるコンテナ貨車の仕様は、以下のとおりとします。
 - ・高さ2,600ミリメートル程度（外寸）のコンテナを積載して輸送が可能であること。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- (ア) 貨物の輸送を実施する者である貨物鉄道事業者
- (イ) 補助対象の設備等を(ア)にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事

業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助対象経費

コンテナ貨車を導入する場合に必要な経費

カ 補助金の交付額

原則としてオ補助対象経費の4分の1以内を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

キ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

2-②船舶における低炭素機器導入

ア 事業の目的

本事業は、一定船齢の船舶において、燃費性能の向上に資する設備・機器等の導入（船舶改造を含む）に要する経費の一部を補助することにより、国内海上輸送における低炭素化を目的としています。

イ 対象事業の要件

本事業は、船齢2年以上の船舶における低炭素化に向けた設備・機器等（低燃費ディーゼル主機、プロペラ機器）を導入する（船舶改造を含む）事業を対象とします。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- (ア) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業（本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。）を営む者
- (イ) 海上運送法第2条第7項に規定する船舶貸渡業（本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。）を営む者
- (ウ) 内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航海運業を営む者
- (エ) 補助対象の設備等を（ア）、（イ）又は（ウ）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）、（イ）又は（ウ）に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) （ア）以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助対象経費

事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

カ 補助金の交付額

原則としてオ補助対象経費の2分の1以内を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

キ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

2-③モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業

ア 事業の目的

本事業は、海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費の一部を補助することにより、静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進し、CO₂排出量の削減を図るとともに、循環型社会の構築に寄与することを目的としています。

イ 対象事業の要件

<基本的要件>

- (ア) 事業の実実施計画が確実かつ合理的で、実現性が高いこと。
- (イ) 事業を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関連通知を遵守すること。
- (ウ) 循環型社会の構築に資する事業であること。
- (エ) リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）施策の推進に資する事業であること。

<個別要件>

【低炭素型静脈物流システム構築事業】

- (ア) 二酸化炭素の削減に効果的な事業であること。
- (イ) 海上輸送による低炭素型静脈物流システムのモデルとして先進性が高く、当該事業の遂行により他の事業者への波及効果が見込まれること。
- (ウ) 補助事業終了後における事業の継続が見込まれること。

【循環資源等取扱設備導入事業】

- (ア) 「低炭素型静脈物流システム構築事業」の実施に伴って必要となる設備の導入であり、事業実施計画において当該設備の使用が位置付けられていること。本事業のみの実施は認められない。
- (イ) 補助事業者（共同事業者を含む。）が導入設備の所有者となること。
- (ウ) 補助対象設備ごとの要件は以下のとおり。

対象設備	要件	設備の例
循環資源等専用輸送容器	・循環資源等の輸送の目的で使用すること。 ・船舶による海上輸送が可能な仕様であり、反復使用及び港湾荷役に耐える構造及び強度を有していること。 ・廃棄物の収集運搬に供する場合には、廃棄物処理法に	コンテナ、タンクコンテナ等

	おける処理基準を満たしていること。	
循環資源等 専用運搬設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・循環資源等又は循環資源等専用輸送容器の運搬の目的で使用すること。 ・循環資源等又は循環資源等専用輸送容器の陸上運搬又は海上運搬が可能な仕様であること。 ・廃棄物の収集運搬に供する場合には、廃棄物処理法における処理基準を満たしていること。 	海上コンテナ 対応型シャー シ、トラクタ ーヘッド等
循環資源等 専用集積・保 管設備	<ul style="list-style-type: none"> ・循環資源等の積み替え・保管の目的で使用すること。 ・輸送手段の変更に伴う循環資源等の集積・積み替え・保管が可能な仕様であること。 ・廃棄物の積み替え・保管に供する場合には、廃棄物処理法における処理基準を満たしていること。 	保管設備、ス トックヤード 等

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- (ア) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する株式会社
- (イ) 一般社団法人及び一般財団法人
- (ウ) その他環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者
- (エ) 補助対象の設備等を（ア）、（イ）又は（ウ）にファイナンスリースにより提供
する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの 1 名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）、（イ）又は（ウ）に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) （ア）以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画

の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助対象経費

- (ア) 低炭素型静脈物流システム構築事業を行うために必要な運航費、システム導入・効果検証費及び事務費
- (イ) 循環資源等取扱設備導入事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

カ 補助金の交付額

原則として低炭素型静脈物流システム構築事業については、オ補助対象経費の3分の2以内を補助します。ただし、補助対象経費から寄付金その他の収入（**循環資源等の輸送に対して得る運賃収入を含む。**）を差し引いた額が補助対象経費の3分の2以内より小さい場合はその額を補助します。

循環資源等取扱設備導入事業については、オ補助対象経費の2分の1以内を補助します。

また、低炭素型静脈物流システム構築事業について、補助事業開始2年度目は2分の1以内を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

キ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

3 高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業

ア 事業の目的

本事業は、冷蔵・冷凍を要する貨物の物流（コールドチェーン）において、鮮度保持機能を有する保冷コンテナ（海上・鉄道の各貨物輸送用）等の導入に要する経費の一部を補助することにより、高品質で高効率なコールドチェーンを構築することを目的としています。

イ 対象事業の要件

本事業は、国内間の輸送において、次の（ア）又は（イ）のいずれかを導入する事業を対象とします。

- (ア) 鉄道輸送用保冷コンテナ（貨物鉄道事業者が貨物運送に用いる鉄道輸送用コンテナであって、冷凍機を備えコンテナ内の温度を一定に保つ機能をもつものをいう。以下同じ。）であって、コンテナに積載する貨物の腐敗又は変質を抑制する設備・機器（以下「鮮度保持機器」という。）を備えるもの（以下「鉄道輸送用鮮度保持コンテナ」という。）
- (イ) 海上輸送用保冷コンテナ（海上運送法に基づいて船舶運航事業を営む者又は

内航海運業法に基づいて内航運送をする事業を営む者（以下「海運事業者」という。）が貨物運送に用いる海上輸送用コンテナであって、冷凍機を備えコンテナ内の温度を一定に保つ機能をもつものをいう。以下同じ。）であって、鮮度保持機器を備えるもの（以下「海上輸送用鮮度保持コンテナ」という。）ただし、次のいずれかに該当する事業には交付しないものとする。

- ・既存の鉄道輸送用保冷コンテナ又は海上輸送用保冷コンテナを代替する事業
- ・鉄道貨物輸送量又は海上貨物輸送量の増加に資さないと考えられる事業

(ウ) 補助対象となるコンテナの仕様は、下表のとおりとする。

項 目	仕 様
① 一般	鉄道輸送用鮮度保持コンテナは、貨物鉄道事業者による鉄道輸送が可能であること。 海上輸送用鮮度保持コンテナは、海運事業者による海上輸送が可能であること。
② 構造	コンテナ内の温度を一定に保つための冷凍機及び鮮度保持機器を備えた有蓋コンテナであること。
③ 材質	上記①に規定する輸送が可能なものであれば、材質に指定はない。
④ 大きさ	上記①に規定する輸送が可能なものであれば、大きさに指定はない。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

- (ア) 貨物の運送を委託する者である荷主企業
- (イ) 貨物の運送を実施する者である貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業又は同条第3項の特定貨物自動車運送事業を経営する者）、貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項の第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業を経営する者）、貨物鉄道事業者、海運事業者、港湾運送事業者（港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業を営む者））及び営業用倉庫業者（倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づき、倉庫業の登録を得ている者）等物流に係る関係者
- (ウ) 補助対象の設備等を（ア）又は（イ）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、

かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）又は（イ）に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助対象経費

鮮度保持機能を有する保冷コンテナ（海上・鉄道の各貨物輸送用）を導入する場合に必要な経費

カ 補助金の交付額

原則としてオ補助対象経費と一般的な鉄道輸送用保冷コンテナ又は海上輸送用保冷コンテナとの差額の2分の1（上限500万円/個）以内を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

キ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

4 IoT を活用した物流低炭素化促進事業

4-①港湾における IoT を活用した低炭素化促進事業

ア 事業の目的

本事業は、IoT 機器等を活用し、港湾内及びその背後圏を走行するシャーシの共有化及びマルチコンテナシャーシ等の導入に要する経費の一部を補助することにより、シャーシの運用の効率化、空走距離削減及びCO₂排出量の削減を図ることを目的としています。

イ 対象事業の要件

(ア) IoT 機器等を活用し、港湾内及びその背後圏を走行するシャーシの位置等の情報の共有化を図るシステムを新たに導入又は開発（既存システムへの改良等も含む）するモデルとして先進性が高く、当該事業の遂行により他の事業者や

他の港湾への波及効果が認められる事業を対象とします。

- (イ) (ア) で導入又は開発（既存システムへの改良等も含む）したシステムを活用するとともに、マルチコンテナシャーシ、重量物輸送用シャーシ等を導入する事業を対象とします。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者としてします。

- (ア) 主に、貨物の運送を実施する者である貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者で構成される団体又は協議会等
- (イ) 補助対象の設備等を（ア）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

- (ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

- (イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助対象経費

事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

カ 補助金の交付額

原則としてオ補助対象経費の2分の1以内（マルチコンテナシャーシについてはオ補助対象経費と一般的なシャーシとの差額の2分の1以内）を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

キ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

4-②情報の共有化による低炭素な輸送・荷役システム構築事業

ア 事業の目的

本事業は、複数の物流事業者・物流施設が荷物情報等を共有するバース予約調整システムの導入に必要な経費の一部を補助することにより、物流拠点における荷待ち時間の削減及びCO₂排出量の削減を図ることを目的としています。なお、技術の進展・普及も踏まえ、将来的には、他事業者との相互運用を図ることが期待されます。

イ 対象事業の要件

(ア) 本事業は、貨物の運送を実施する者である貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者及び営業用倉庫業者が連携・協力し情報を共有化することで、貨物自動車の荷待ち時間の削減や輸送効率の向上等を実現するために必要となるシステムを新たに導入又は開発する事業を対象とします。

(イ) 補助対象となるシステム及び設備は、貨物の運送を実施する者である貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者が、貨物自動車の営業用倉庫への到着時刻を、電子的な方法により事前に予約するシステム（既存の倉庫管理システム等との連携を図るための改修等も含む。）及び同システムで用いる固定端末等の専用設備（ただし、スマートフォンや一般PC等のシステム導入に関わる業務以外でも活用可能な汎用性のあるものは除く。）とする。

また、その際に併せて複数の貨物自動車運送事業者や貨物利用運送事業者、及び営業用倉庫業者の間において情報を共有し、共同輸配送や倉庫内の作業効率化等を通じて、貨物自動車における輸送の効率化を実現するためのシステムも補助対象とします。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

(ア) 営業用倉庫業者

(イ) 貨物の運送を実施する者である貨物自動車運送事業者

(ウ) 貨物の運送を実施する者である貨物利用運送事業者

(エ) 主に、(ア)、(イ) 及び (ウ) の事業者で構成される協議会等

(オ) 補助対象の設備等を (ア)、(イ)、(ウ) 又は (エ) にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべて

の事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助対象経費

バス予約調整システムを導入する場合に必要な経費

カ 補助金の交付額

原則としてオ補助対象経費の2分の1以内を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

キ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

4-③宅配情報システムネットワーク化推進事業

ア 事業の目的

本事業は、宅配ボックスを複数の事業者が共同利用できるように情報システムのネットワーク化に要する経費の一部を補助することにより、再配達とCO₂排出量の削減を図ることを目的としています。

イ 対象事業の要件

補助の対象とする事業は、次のいずれかの要件に適合するものとします。

(ア) 既設のオープン型宅配ボックスシステムに関して、新規の運送事業者が当該システムの利用者として参加する場合等のように、当該システムの利用範囲の拡大・再配達削減効果の増加を図る目的で行われるシステムの整備を行うもの（改修を含む）

※注：上記（ア）の「オープン型宅配ボックス」とは、次のいずれの要件も満たすものをいう。

(i) 当該オープン型宅配ボックスに配送される荷物については、不特定の荷主が送付する荷物が対象となるものであること。

(ii) 当該オープン型宅配ボックスに関する運送事業者による利用については、2以上の運送事業者が当該オープン型宅配ボックスを実際に利用し、かつ、不特定の運送事業者による利用を可能とするものであること。

(iii) 当該オープン型宅配ボックスに配送される荷物の受取人については、不特定の者による受取りが可能となっていること。

(イ) 多数の宅配ボックスの個別の空き状況を複数の運送事業者に知らせる等、複数の運送事業者が行う宅配ボックスへの配送を総合的に効率化することに資するシステムの整備を行うもの（改修を含む）（（ア）に該当するものを除く。）

※注：（イ）のシステムについては、次のいずれの要件も満たすものに限りこととする。

(i) 不特定の荷主が送付する荷物の配送に関するものであること。

(ii) 2以上の運送事業者が当該システムを実際に利用し、かつ、不特定の運送事業者による利用を可能とするものであること。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

(ア) システム開発者

(イ) 補助対象の設備等を（ア）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約

内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助対象経費

(ア) イ (ア) について、オープン型宅配ボックスシステムの利用範囲の拡大を図る目的で行われるシステムの整備を行うもの（改修を含む）に係る費用

(イ) イ (イ) について、複数の運送事業者が行う宅配ボックスへの配送の総合的な効率化に資するシステムの整備を行うもの（改修を含む）に係る費用

カ 補助金の交付額

原則としてオ補助対象経費の2分の1以内（上限300万円）を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

キ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

5 既存の旅客交通システムを活用した省CO₂輸送システムモデル事業

5-①未利用輸送力を活用した貨物輸送の低炭素化促進事業

ア 事業の目的

本事業は、地方の旅客鉄道、乗合バス、タクシーの余剰輸送力を活用して貨客混載を促進することに要する経費の一部に補助することにより、輸送力を有効活用し、CO₂排出量の削減を図ることを目的としています。

イ 対象事業の要件

貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者等（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者（鉄道事業法第7条第1項に規定する者）、軌道経営者（軌道法第4条に規定する者）及び旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項の旅客自動車運送事業を営業者）、荷主企業が連携し、既存の旅客交通システムの未利用輸送力を活用した貨物輸送を実施する事業計画を策定し、当該事業計画を実現するために必要となる次の設備・機器等を新たに導入する事業を対象とします。

- ・輸送機材（垂直式・階段式搬送機、けん引車等）
- ・車両改造費（車両本体の購入費は含まない。）

- ・荷役機器（フォークリフト等）
- ・情報機器等
- ・保冷容器等

ただし、次のいずれかに掲げる場合を除きます。

- ・汎用の鉄道輸送用 31 フィートコンテナを導入する場合
- ・既存の設備・機器の代替えを行う場合（事業計画を実現するために不可欠な設備・機器への代替えを除く。）

なお、補助事業により導入した設備等は、当該事業計画による利用に限定せず、不特定多数の荷主企業の貨物の輸送においても利用できるよう配慮されているものであること。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者としします。

- (ア) 貨物の輸送を実施する者である貨物運送事業者等
- (イ) 貨物の輸送を委託する者である荷主企業
- (ウ) 補助対象の設備等を（ア）又は（イ）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者としします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限りします。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）又は（イ）に該当する事業者との共同申請としします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件としします。

(イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助対象経費

事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

カ 補助金の交付額

原則としてオ補助対象経費の3分の1以内を補助します。

なお、本事業は、補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

キ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

5-②中山間地における貨客混載促進事業

ア 事業の目的

本事業は、中山間地において自家用有償旅客運送で貨客混載に必要なEV車等の導入に要する経費の一部を補助することにより、輸送力を有効活用し、CO₂排出量の削減を図ることを目的としています。

イ 対象事業の要件

本事業は、道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送を行う者が運行する車両に宅配事業者等の貨物を輸送するために必要となるEV車、これに加えて貨物運搬用の保冷容器及びこれらの導入に係る設備等を新たに導入する事業を対象とします。

ウ 補助事業者

本事業について補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者とします。

(ア) 自家用有償旅客運送を行う者のうち、貨客混載を行う者

(イ) 補助対象の設備等を（ア）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

エ 共同実施

次に掲げる体制にて補助事業を実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者がウの「補助事業者」に該当することが必要となります。また、補助事業に参画するすべての事業者のうちの1名が、本補助金の応募等を行い、交付の対象となる代表の事業者（以下「代表事業者」という。）となり、他の事業者は共同事業者とします。なお、代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する者に限ります。

(ア) ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、ウ（ア）に該当する事業者との共同申請とします。

また、この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法

定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

(イ) (ア) 以外の共同実施

補助事業者該当者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

オ 補助対象経費

中山間地において自家用有償旅客運送で貨客混載に必要な設備を導入する場合に必要な経費

カ 補助金の交付額

原則としてオ補助対象経費の2分の1以内を補助します。

なお、本事業は補助対象の設備等をファイナンスリースにより提供するために導入する際の補助対象経費についても対象となります。

キ 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則として単年度とします。

3. 補助事業の採択

(1) 公募を行います。

(2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、二酸化炭素削減効果、中小企業の該当の有無、総合効率化計画の認定（流通業務の合理化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号））、グリーン経営認証、ISO14001の認証、その他これに準ずる認証又は認定の取得状況の有無、資金回収に要する期間、事業の新規性・先端性・モデル・実証的性格、実現可能性・継続可能性等に基づき厳正に審査を行い、物流分野におけるCO2削減対策促進事業の予算の範囲内で補助事業を採択します。

なお、2.（1）対象事業の基本的要件に適合しない申請については、審査を行わないものとします。

また、2.（1）対象事業の基本的要件及び2.（2）対象事業における「対象事業の要件」に適合する申請であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査結果に対するご意見・お問い合わせは対応致しかねます。

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 複数年度にわたる事業

補助金の交付は、単年度ごとに行うこととなります。

このため、補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を機構に提出することとする。）、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。

また、次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

(3) 補助対象外経費の代表例

- ・既存施設の撤去費、廃材の運搬費、廃材の処分費等
- ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器・設備、周辺機器、オプション品等に係る経費

(4) 維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものである必要があります。

(5) 二酸化炭素の削減量の把握

補助事業の完了後は、二酸化炭素の削減量の把握を行う必要があります。

(6) 事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果その他二酸化炭素削減効果に関連する情報等についての報告書を提出するものとします。

(7) 他の補助事業との関係

補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金及び適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）と重複する対象

費用を含めません。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

(8) 補助事業完了後の検証

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び補助事業の成果（二酸化炭素排出削減量）を確認するため、環境省から委託を受けた団体が現地調査を行う場合があります。

(9) 事業内容の発表等について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要であることに鑑み、国内外を問わず積極的に公表するように努めるとともに、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、物流分野におけるCO₂削減対策促進事業（環境省補助事業）によるものである旨を広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示するようする必要があります。

(10) 応募書類の数値の記入に当たって

金額については小数点以下を切り捨て、その他の数値については小数点第2位を四捨五入して表示すること。

実施計画書の記入欄が少ない場合は、様式を引き伸ばして使用する。

5. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募書類のうち、ア～エ及びクについては、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

ア 応募申請書【応募様式1】(Word(.doc)形式)

※共同申請者は【応募様式1-2】(Word(.doc)形式)

イ 実施計画書【応募様式2】

- ・鉄道における低炭素機器導入(Excel(.xls)形式)
- ・船舶における低炭素機器導入(Excel(.xls)形式)
- ・モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業(Excel(.xls)形式)
- ・高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業(Excel(.xls)形式)
- ・港湾におけるIoTを活用した低炭素化促進事業(Excel(.xls)形式)
- ・情報の共有化による低炭素な輸送・荷役システム構築事業(Excel(.xls)形式)
- ・宅配情報システムネットワーク化推進事業(Excel(.xls)形式)
- ・未利用輸送力を活用した貨物輸送の低炭素化促進事業(Excel(.xls)形式)
- ・中山間地における貨客混載促進事業(Excel(.xls)形式)

※ 実施計画書における各欄は必ず記載し、漏れのないようにしてください。

※ 2.(2)対象事業における「対象事業の要件」を確認できる書類(機器仕様、図面)等を参考資料として必ず添付してください。

ウ 経費内訳【応募様式3】

- ・鉄道における低炭素機器導入(Excel(.xls)形式)
- ・船舶における低炭素機器導入(Excel(.xls)形式)
- ・モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業(Excel(.xls)形式)
- ・高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業(Excel(.xls)形式)
- ・港湾におけるIoTを活用した低炭素化促進事業(Excel(.xls)形式)
- ・情報の共有化による低炭素な輸送・荷役システム構築事業(Excel(.xls)形式)
- ・宅配情報システムネットワーク化推進事業(Excel(.xls)形式)
- ・未利用輸送力を活用した貨物輸送の低炭素化促進事業(Excel(.xls)形式)
- ・中山間地における貨客混載促進事業(Excel(.xls)形式)

※金額の根拠がわかる書類(見積書)等を参考資料として必ず添付してください。

エ 別紙 暴力団排除に関する誓約事項(Word(.doc)形式)

オ 代表事業者と共同事業者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為(申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)を提出すること。また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄附行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)

カ 代表事業者と共同事業者の経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書(応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、

申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。) 、また、申請者が個人企業及び地方公営企業法の適用を受ける鉄軌道事業者の場合は、提出を要しない。さらに、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)

キ 法律に基づく事業者であることを補助事業者の要件としている事業については、法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可書等の写し

ク ハード対策事業計算ファイル

- ・鉄道における低炭素機器導入(Excel(.xls)形式)
- ・船舶における低炭素機器導入(Excel(.xls)形式)
- ・中山間地における貨客混載促進事業(Excel(.xls)形式)

ケ その他参考資料

(2) 応募書類の提出方法

(1) の書類(紙)と電子媒体を提出期限までに、郵便、総務大臣の許可を受けた事業者が取扱う信書便又は持参により機構へ提出してください(電子メールによる提出は受け付けません)。応募書類は、封書に入れ、宛名面に、応募事業者名及び2.(2)対象事業の応募書類である旨(例:「連結トラック導入支援事業」等)を朱書きで明記してください。

※宅配便及び一般運送は、郵便法、信書便法、それぞれの標準運送約款の規定により、申請書(信書)を取扱うことができません。ご注意ください。

(3) 提出先

〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目14番地8 YPCビル8階

(一財)環境優良車普及機構 物流CO2削減促進事業執行グループ 宛

(4) 提出部数

(1) の書類(紙)を2部(正・副各1部)、当該書類の電子データを保存した電子媒体(CD-R)1部を提出してください(電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください)。

ただし、(1)のエ~キ及びケについては、書類(紙)のみ1部の提出で結構です。なお、提出された書類については返却しませんので、写しを控えておいてください。

(5) 公募期間

平成30年7月3日(火) ~ 平成30年7月26日(木) 17時

公募期間以降に機構に到着した書類のうち、遅延が機構の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募し

てください。

(6) 今後の公募スケジュールについて

今後、応募状況を踏まえて、追加公募を行うかどうか決定します。

6. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、次のとおりです。

ただし、問い合わせは、原則として電子メール(butsuryu@levo.or.jp)を利用し、メール件名に、以下の例のように法人名及び応募予定の事業名称を記入してください。

メール件名記入例

「【株式会社〇〇〇】 〇〇〇〇事業について問い合わせ」

<問い合わせ先>

〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目14番地8 YPCビル8階

(一財)環境優良車普及機構 物流CO2削減促進事業執行グループ

TEL : 03-5341-4728

FAX : 03-5341-4729

e-mail:butsuryu@levo.or.jp

<問い合わせ期間>

平成30年7月3日(火)～平成30年7月26日(木) 17時

7. 公募説明会

実施いたしません。

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、物流分野におけるCO₂削減対策促進事業の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により採択された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付規程を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、平成31年2月28日までに終わる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

機構は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実に進んでいること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。)の対象経費を含まないこと。
- ・ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は、機構からの交付決定を受けた後に、事業開始することとなります(なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。)

補助事業者が発注等を行うにあたり注意していただきたい主な点は、次のとおりです。

- ・ 契約・発注日は、機構の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を機構に提出することとする。)

(4) その他

補助対象経費のうち事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費についての詳細は、交付規程の別表第2-1、別表第2-2（モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業の場合）、別表第3の内容となります。また、上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 完了実績報告書及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は平成31年3月10日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を機構宛て提出していただきます。

機構は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお、補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、機構から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、機構から補助金を支払います。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）については、様式第10による取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、機構の承認を受けずに取得財産等の処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）を行ってはなりません。

また、取得財産等には、物流分野におけるCO₂削減対策促進事業（環境省補助事業）で取得した財産である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

交付規程 別表第2-1

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>

号	区 分	率
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
3	1億円を超える金額に対して	4.5%

交付規程 別表第2-2

1 区分	2 費用	3 細 分	4 内 容
業務費	運航費	貨物費	事業を行うために直接必要な船舶のダンネージ費用、船内清掃料、貨物幹旋手数料、船内及び沿岸荷役費、はしけ賃、検査料等の貨物の輸送に伴って発生する費用をいう。
		燃料費	事業を行うために直接必要な船舶の燃料及び助燃剤に係る費用（積込費用、容器代その他の附帯費用を含む）をいう。
		港費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 港湾施設使用料 岸壁、棧橋、荷役機械、荷さばき地、上屋、野積場等の港湾施設を利用することにより発生する費用をいい、港湾管理者が定める料率を参考に決定する。 ② 出入港経費 水先料、曳船料、綱取放料、通船料、海運代理店手数料、入港料等の船舶の出入停泊のため港を利用することにより発生する費用をいい、港湾管理者又は関連事業者が公表する料率を参考に決定する。
		借船料	事業を行うために直接必要な定期傭船契約又は裸傭船契約に基づき内航運送の用に供される船舶を当該船舶の貸渡しをする事業を営む者から借り受けた場合に支払う傭船料をいう。 自社船を用いる場合、船員費、船舶減価償却費その他の船費（船舶消耗品費、船舶修繕費、保険料、固定資産税等）の船舶の所有及び維持管理に伴って発生する費用、運航日数等から事業を行うために直接必要な経費を算出することとし、根拠となる資料を添付する

			<p>こと。</p> <p>陸上運搬費 事業を行うために直接必要な貨物運賃、貨物の梱包費、積込・積卸費等の貨物の陸上運送に伴って発生する費用をいう。 自家車両を用いる場合、人件費、燃料油脂費、修繕費、減価償却費その他の運送費（保険料、道路使用料、施設賦課税等）の車両の所有及び維持管理に伴って発生する費用、運転日数等から事業を行うために直接必要な経費を算出することとし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>保管料 事業を行うために直接必要な倉庫、ストックヤード等の使用料、貸借料、構内作業費、管理委託費等の貨物の集積・保管・積替に伴って発生する費用（港湾施設使用料として港費に含まれるものを除く）をいう。 自社保有倉庫等を用いる場合、人件費、修繕費、減価償却費その他の費用（消耗品費、保険料、固定資産税等）の倉庫の所有及び維持管理に伴って発生する費用、保管日数等から事業を行うために直接必要な経費を算出することとし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>その他の運航費 上記以外の事業を行うために直接必要な費用で、船舶の動静連絡費や運航委託手数料、設備賃借料等の船舶の運航及び貨物の運送に伴って発生する費用をいう。 自社保有設備を用いる場合、人件費、修繕費、減価償却費その他の費用（消耗品費、保険料、固定資産税等）の設備の所有及び維持管理に伴って発生する費用、事業期間等から事業を行うために直接必要な経費を算出することとし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>システム導入・効果検証費 事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 低炭素型静脈物流システムの調査、設計、導入、改良に要する費用 ② 同システムの運用に要する費用 ③ 同システムの効果（事業性、波及性、二酸化炭素削減効果等）検証に要する費用 補助事業者が直接行う場合においては、これに要する材料費、労務費等の費用をいい、請負又は委託により行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事務費 事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとす</p>
--	--	--	---

			<p>る。</p> <p>事務費は、業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000 万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1 億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%	3	1 億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率													
1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1 億円を超える金額に対して	4.5%													

交付規程 別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数に分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、補助金の交付を申請するにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

平成 年 月 日

申請者

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印